

2026 年（令和 8 年）9 月 14 日

逗 子 市

三浦半島 4 市 1 町と日本テレビ放送網が 災害時における炊き出し等に関する協定を締結しました。

三浦半島 4 市 1 町は、2025 年（令和 7 年）4 月 28 日に「三浦半島首長連合会議（略称：MU、通称：ファミリーミーティング）」を設置し、災害対策の推進や地球温暖化対策の推進などについて、連携して取り組んでいます。

この度、三浦半島 4 市 1 町（横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町）と日本テレビ放送網株式会社（以下「日本テレビ放送網」という。）は、災害時における炊き出し等に関する協定を締結しました。

本協定を締結したことにより、災害時には三浦半島 4 市 1 町と日本テレビ放送網で整備した「防災キッチンカー」を使用し、避難所等で温かい食事を提供することのほか、平時には防災キッチンカーを活用した防災啓発を実施することができます。

三浦半島 4 市 1 町は、今後も避難者の方が避難所等で少しでも安心して過ごせる環境づくりを行ってまいります。

1 協定締結日等

- (1) 日時：令和 8 年 9 月 12 日（土）
- (2) 協定締結者：横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町、日本テレビ放送網株式会社

2 協定内容

- (1) 自治体が開設した避難所など指定した場所における、防災キッチンカーによる炊き出し等の実施
 - (2) 炊き出しのために必要な範囲での食材及び物資の調達
 - (3) その他協定による協力として行うことを適当と認めたもの
- ※ 協定内容の詳細は別添資料のとおり

3 協定締結式の様子



本件に関するお問い合わせ先：

経営企画部防災安全課 市川・鏑木

電話：046-873-1111 内線 331

災害時における炊き出し等に関する協定書

横須賀市、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町（以下「甲ら」という。）及び日本テレビ放送網株式会社（以下「乙」という。）は、災害時における炊き出し等の協力に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、地震、風水害等による大規模災害（以下「災害」という。）が発生した場合において、甲らが乙の協力を得て避難者に対して炊き出し等の支援活動（以下「炊き出し等」という。）を実施することにより住民生活の安定に寄与することを目的とする。

（災害時の運用）

第2条 甲らは、災害時において必要がある場合には、それぞれが個別に、又は2市町以上の連名により、乙に対して、乙が所有するキッチンカー（登録番号、車種、車台番号等特定情報、以下「キッチンカー」という。）を利用した第4条各号に掲げる協力を要請することができる（以下、協力要請をした市町を「要請自治体」という。）。この場合において、乙は可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請は、炊き出し等協力要請書（第1号様式）（以下、「要請書」という）により行うものとする。ただし、要請書で要請することが困難な場合は、電話等により口頭で要請し、その後速やかに要請書を提出するものとする。

ただし、甲らが乙に対して協力を要請する場合は事前に甲らで協議し、実施する場所と内容を決めたうえで、乙に対して要請するものとする。

3 乙は、災害時において三浦半島地域以外の地域においてキッチンカーを利用して炊き出し等の支援活動を行う場合、甲乙協議の上、参加することができる。

（甲らによる協力要請）

第3条 甲らは、災害時において必要がある場合には、キッチンカーを利用した次条各号に掲げる協力を要請することができる。この場合において、乙は可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡、調整を行うものとする。

2 前項の規定による要請については、前条第2項の規定を準用する。

3 第1項の規定により乙に対し協力要請をした要請自治体は、要請自治体以外に対しその旨を報告するものとする。

（協力の内容）

第4条 本協定により、甲らが乙に対し協力を要請する内容は、次のとおりとする。

- (1) 甲らが開設した避難所等甲らが指定する場所における、キッチンカーによる炊き出し等の実施
 - (2) 前号実施のために必要な範囲での食材及び物資の調達
 - (3) 前各号に掲げるもののほか、甲らと乙双方が本協定による協力として行うことを適当と認めたもの
- 2 乙は、甲らから要請された前項各号の内容について、その全部又は一部を第三者に委託することができる。この場合、乙は再委託先に本協定と同等の義務を負わせるものとする。

(要請に伴う措置)

第5条 乙が炊き出し等を実施する場合、特定原材料について、表示又は利用者に通知をする等、可能な限り食物アレルギー対策に配慮するものとする。

(報告)

- 第6条 乙は、要請された業務が終了したときは、速やかに炊き出し等完了報告書(第2号様式)により、要請自治体に実施内容を報告するものとする。
- 2 要請自治体及び乙は、協定に基づく活動中に事故が発生した場合、速やかに相手方に報告し、その原因調査及び再発防止策について協議するとともに、必要な措置を講じるものとする。

(費用負担等)

- 第7条 本協定書に基づき次項に定める行為を除き、乙が実施する協力行為の費用は全て乙の負担とする。ただし、次項ほかに定めるとおり、経費についてはこの限りでない。
- 2 要請自治体の協力要請により生じた費用は、原則として全て要請自治体の負担とする。ただし、費用の内訳については、別途要請自治体と乙で協議するものとする。
- 3 協力要請により生じる費用の価格は、災害発生直前の適正な価格を基準として、要請自治体及び乙間で協議の上、決定するものとする。
- 4 乙は、原則としてキッチンカーの整備、修理及び維持等、キッチンカーにかかる一切の費用を負担するものとし、第2条第3項に係る経費についても乙の負担とする。

(平時の運用)

- 第8条 甲らは、平時において行う防災訓練及び防災・減災を目的として実施するイベント等への協力の必要がある場合に、それぞれが個別に、又は2市町以上の連名により乙に対して協力を要請することができる。この場合において、乙は可能な限り要請に応ずるよう、必要な連絡及び調整を行うものとする。
- 2 前項の規定による要請は、第2条第2項の規定を準用する。
- 3 乙は、甲らの区域の内外に関わらず、乙の責任において防災・減災が主な目的

ではないイベント等に、住民への意識啓発等を目的に、甲乙協議の上、参加することができる。

4 甲らの協力要請によらない平時の運用により生じた経費は、乙の負担とする。

5 甲らは乙に対し、イベント情報の提供等の協力をするものとする。

（損害賠償）

第9条 要請自治体の協力要請により乙が炊き出し等を実施したことにより要請自治体、乙または第三者に損害が生じた場合は、当事者間で連携して必要な対応を行うものとし、民法等関係法規に基づいて、その賠償の責任を負うものとする。

（災害補償）

第10条 協定に基づく活動に関連し、災害や災害の影響により発生した損害については、関係法令及び各当事者の責任範囲に従い、必要な補償措置を講ずるものとする。

（個人情報の保護）

第11条 甲ら及び乙は、本協定に関して取得した個人情報を適切に管理し、関係法令、関係条例（個人情報保護法、個人情報保護に関する条例等）を遵守するとともに、協定の目的以外に利用しないものとする。

（秘密保持）

第12条 甲ら及び乙は、本協定に関連して知り得た相手方の業務上の秘密及び個人情報を第三者に漏洩しないものとする。

2 本条の義務は協定終了後も存続するものとする。

（連絡体制の整備）

第13条 甲ら及び乙は本協定に関する連絡責任者を選定し、連絡体制表（第3号様式）に記入の上、相互に通知するものとする。連絡責任者を変更した場合も同様とする。

（情報の共有等）

第14条 甲ら及び乙は、本協定が円滑に運用されるよう、平素から必要に応じ、情報を共有するとともに、必要な連絡及び調整を図るものとする。

（協議）

第15条 本協定に定めのない事項又は疑義を生じた事項については、その都度、甲らと乙で協議の上、決定するものとする。

（有効期間）

第16条 本協定の有効期間は、本協定締結の日から令和9年3月31日までとする。ただし、有効期間満了の日までに、甲ら又は乙から何らかの意思表示がないときは、当該有効期間満了の日の翌日から更に1年間更新されたものとし、その後も同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、乙がキッチンカーの所有権を失ったとき、キッチンカーが使用不能となったときは、本協定は自動的にその時点で失効する。ただし、キッチンカーの所有権を第三者に譲渡、売却、担保設定、またはその他の処分をする場合には、事前に甲らと乙で協議するものとする。

本協定の成立を証するため、本書6通を作成し、甲ら乙でそれぞれ記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和8年 月 日

甲 神奈川県横須賀市小川町11番地
横須賀市
市長 上地 克明 印

甲 神奈川県鎌倉市御成町18番10号
鎌倉市
市長 松尾 崇 印

甲 神奈川県逗子市逗子5丁目2番16号
逗子市
市長 桐ヶ谷 覚 印

甲 神奈川県三浦市城山町1番1号
三浦市
市長 出口 嘉一 印

甲 神奈川県三浦郡葉山町堀内2135番地
葉山町
町長 山梨 崇仁 印

乙 東京都港区東新橋一丁目6-1
日本テレビ放送網(株)
経営戦略局執行役員局長 土屋 拓 印

第 1 号様式

年 月 日

炊き出し等協力要請書

様

〇〇 〇〇

「災害時における炊き出し等に関する協定」第 2 条 2 項に基づき、下記のとおり協力要請します。

要請内容	日時	場所	備考

【連絡担当者】

所 属： 課

担 当：

電話番号：

FAX 番号：

メールアドレス：

第2号様式

年 月 日

炊き出し等完了報告書

様

〇〇 〇〇

災害時における炊き出しに関する協定第6条の規定により、次のとおり報告します。

実施内容	日時	場所	数量

添付書類：実施状況がわかる写真等

【連絡担当者】

所 属：

担 当：

電話番号：

FAX 番号：

メールアドレス：

連絡体制表

団体名【 】

連絡先

担当部署		
役職・氏名		
電話番号		
F A X		
メールアドレス		

夜間・休日等の緊急連絡先（※複数記載可）

〈第1連絡先〉

担当部署			役職・氏名			
電話番号		携帯番号			FAX	
メールアドレス						

〈第2連絡先〉

担当部署			役職・氏名			
電話番号			携帯番号			FAX
メールアドレス						

〈第3連絡先〉

担当部署			役職・氏名			
電話番号		携帯番号			FAX	
メールアドレス						

〈第4連絡先〉

担当部署			役職・氏名			
電話番号		携帯番号			FAX	
メールアドレス						

（目的外使用禁止）

災害時における炊き出し等に関する協定にかかる要請以外には利用しない。